

はじめませんか？ アイオーで

NISA ニーサ

投資信託を少額からはじめられて、さらに税制上のメリットも。

将来をみすえた資産づくりに、ぜひ活用してみませんか？

一般NISA

つみたてNISA



アイオー信用金庫

商号等：アイオー信用金庫
登録金融機関：関東財務局長(登金)第230号

一般NISA (少額投資非課税制度) について



2016年から非課税投資枠が120万円に拡大されました。

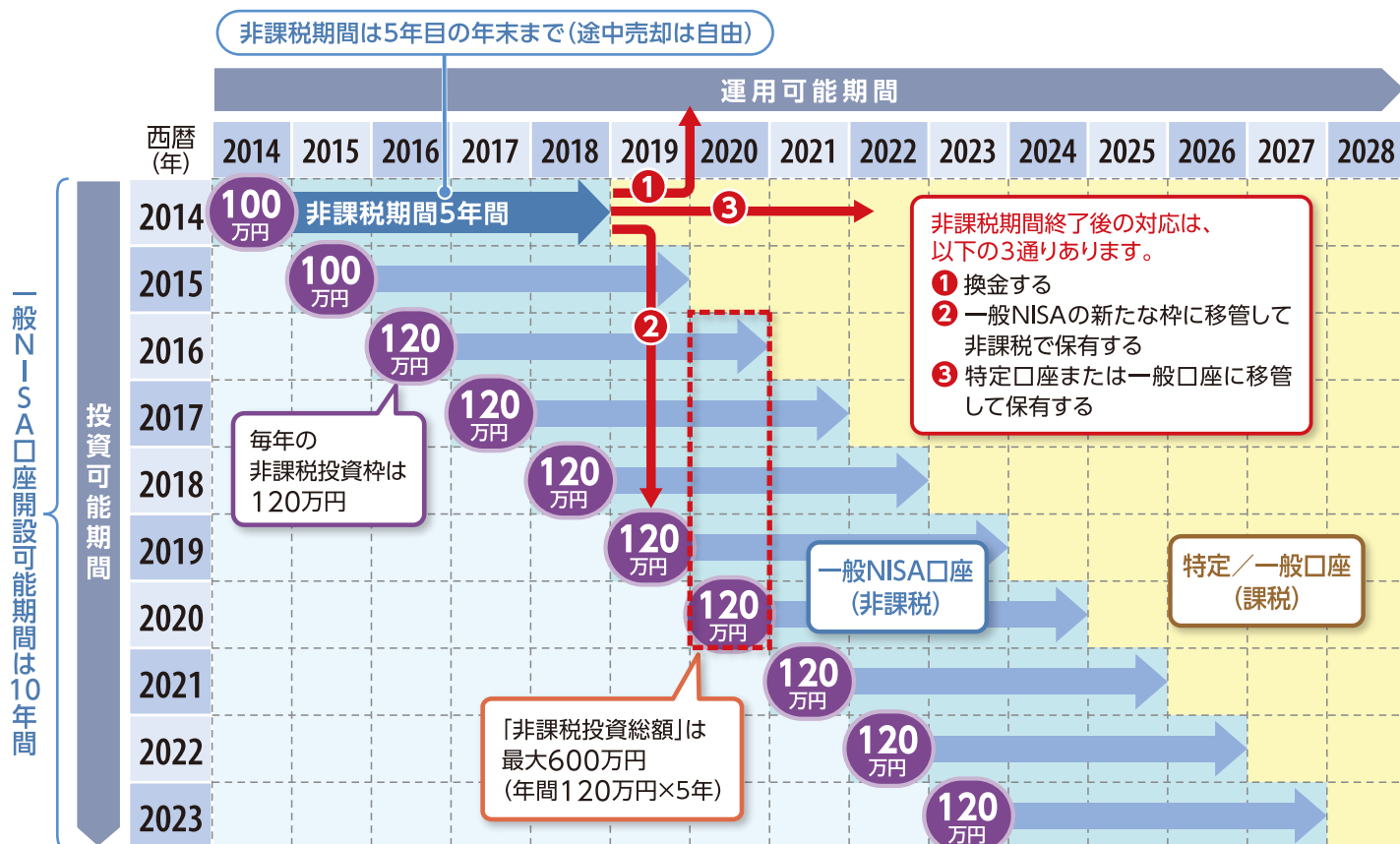
一般NISA(少額投資非課税制度)とは、NISA口座内での売買益や分配金等が非課税となる税制優遇制度のことです。

2014年にスタートした一般NISAですが、

2016年から非課税投資枠が100万円から120万円に拡大されました。

2016年には「ジュニアNISA」が、2018年には「つみたてNISA」がはじまりました。

一般NISA (少額投資非課税制度) の投資イメージ



一般NISA / つみたてNISA口座で共通すること

譲渡所得、配当所得にかかる税率

税 率

特定／一般口座

20.315%*

NISAなら

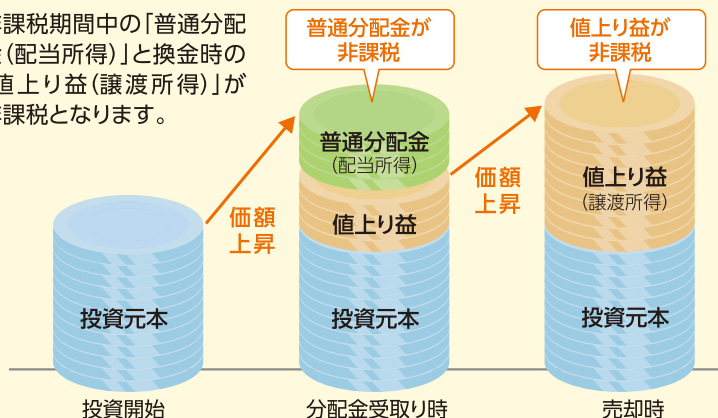
NISA口座

0%

*所得税および復興特別所得税 15.315%+住民税 5%

公募株式投資信託に投資した場合のイメージ図

非課税期間中の「普通分配金(配当所得)」と換金時の「値上り益(譲渡所得)」が非課税となります。



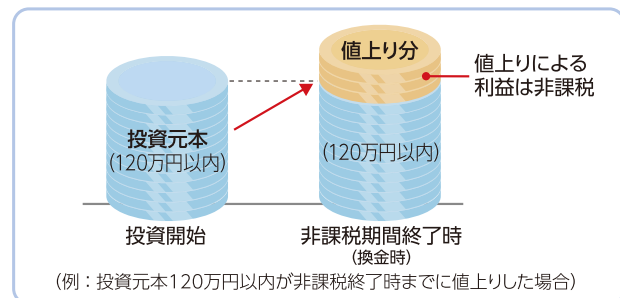
「一般NISA」 のポイント

- 年間非課税投資枠は120万円まで(2014～2015年は100万円)
- 非課税運用期間は5年間。
その後5年間ロールオーバーできるほか、課税口座へ移管もしくは売却
- 非課税投資総額は最大で600万円(120万円×5年)
- 投資対象となるのは株式・投資信託等

5年の非課税期間終了後は下記3つの方法の選択肢があります(イメージ)

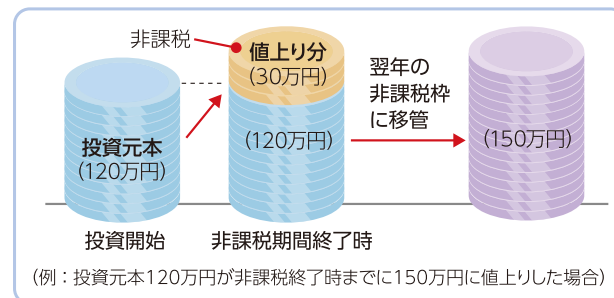
1 換金する方法

換金して利益や損失を確定する。利益が出た場合は非課税のメリットを十分享受することができます。



2 翌年の非課税枠に移管する方法

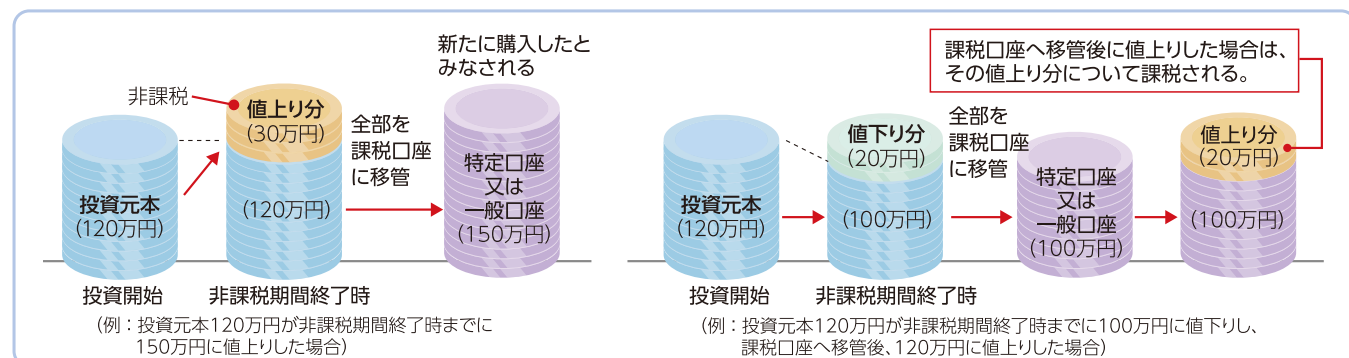
120万円を超えていても翌年の非課税投資枠にすべて移管することができ、非課税扱いとすることができます。



3 課税口座(特定口座／一般口座)に移管する方法

1または2を選択しなかった場合、課税口座に移管する必要があります。課税口座に移管する場合、その時点までの利益は非課税として計算されます。非課税期間が終了した時点の時価で新たに同じファンドを購入し直したとみなして、その後の税額が計算されます。

なお、非課税期間終了時点で購入時より値下りしている場合、課税口座へ移管すると、その後に値上りして売却したときに、NISA口座での購入価格を下回っていても利益となり、課税対象となる場合があります。



NISA口座開設の流れ



ご利用いただく必要書類

1 マイナンバーが確認できる書類

- マイナンバー(個人番号)カード
- マイナンバーの通知カード
- マイナンバーが記載された住民票の写し等

2 本人確認資料

- 運転免許証 コピー：有効期間内のもの(裏面記載のあるものは裏面のコピーも必要)
- 印鑑登録証明書：発行日から6ヶ月以内のもの
- 住民票の写し：発行日から6ヶ月以内のもの
- 住民基本台帳カード コピー：有効期間内のもの(裏面記載のあるものは裏面のコピーも必要)
- 健康保険証 コピー：有効期間内のもの、住所欄に現住所の記載・記入があるもの 等

●提出する書類の種類など、詳しくは窓口または担当者までお問い合わせください。



つみたてNISA について

少額から積立可能。長期・分散投資で資産運用ができます

「つみたてNISA」は、年間非課税投資枠は40万円まで

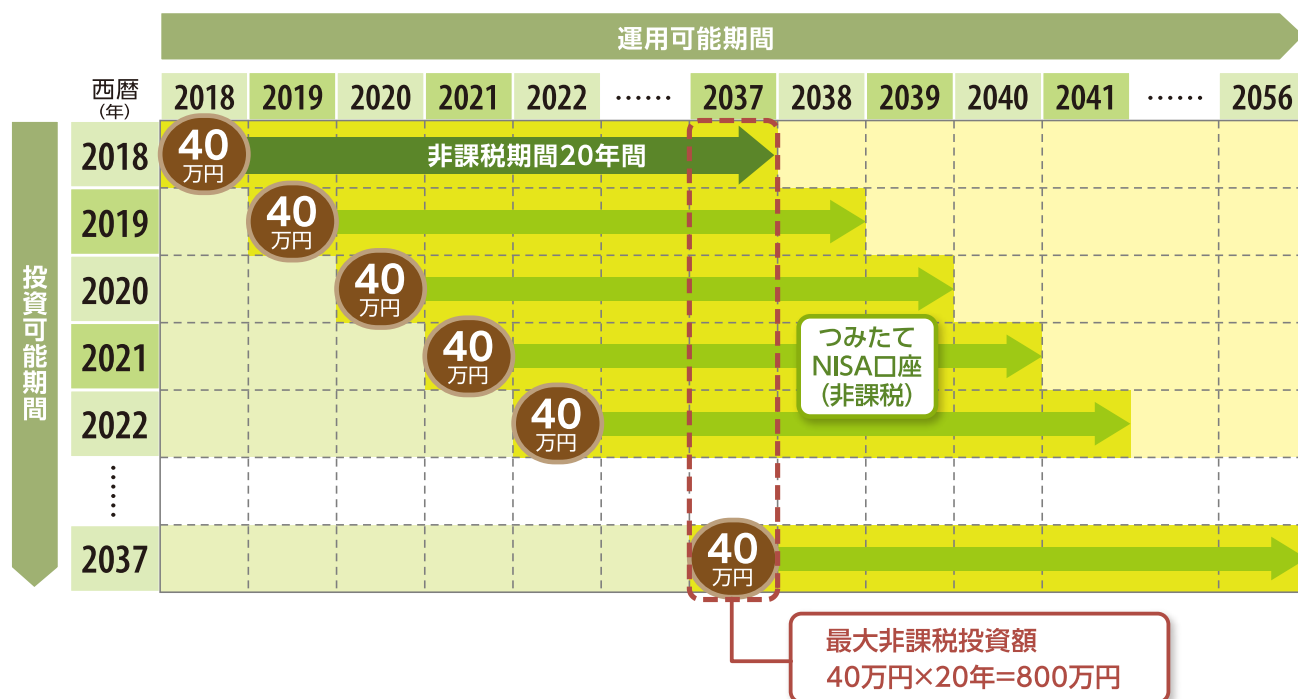
投資を開始した年から20年の非課税運用期間があり

最大で800万円(40万円×20年)が非課税となります。

投資対象となるのは、一定の要件を満たした「長期投資に適した投資信託」で、

運用方法は「つみたて」のみです。

つみたてNISAの投資イメージ



投資信託に関するリスク

各ファンドのご購入にあたり、一般的に以下のリスクが伴います。ご購入ファンドのリスクについては目論見書でご確認ください。
(下記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。)

一覧表の各ファンドには「**主なリスク**」欄に記載の番号に該当するリスクがあります。**1**～**8**までのリスク分類は当金庫独自の分類です。また、各ファンドの交付目論見書「投資リスク」の文言と異なる場合があります。

1 価格変動リスク

投資信託が組み入れている株式等の価格は、国内外の政治・経済情勢、企業の業績、市場の需給等によって変動します。組み入れている株式等の価格が下落した場合にはファンドの基準価額が下がる要因となります。

2 金利変動リスク

金利の状況は絶えず変動しています。債券も償還前に売却される場合は金利変動の影響を受けます。概して残存期間が長い債券ほど金利変動の影響を受けます。一般的に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が下がる要因となります。

3 信用リスク

組み入れた有価証券等の発行体にかかる信用リスクです。発行体の経営・財務状況やそれらの外部評価等により、利息や元本が支払われる可能性が高いことを「リスクが低い」、逆に支払われる可能性が低いことを「リスクが高い」といいます。一般的に、債務不履行が生じた場合または予想される場合には当該株式・公社債等の価格は下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が下がる要因となります。

4 為替リスク

円と外国通貨の交換レートは常に変動しています。外国の株式や債券などで運用する投資信託は基本的に為替リスクが伴います。外貨建証券が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該現地通貨の為替相場の対円での下落(円高)度合いによっては、当該証券の円ベース評価額が減価し、ファンドの基準価額および分配金に影響を与える要因となります。為替ヘッジをしていないファンドは、為替レートの変動が資産価値に影響します。

5 流動性リスク

有価証券等を売買する際、取引市場に十分な需要や供給がない場合など需給動向により希望する価格等で売買できなくなるリスクをいいます。一般的に、投資する有価証券等の流動性が損なわれた場合にはファンドの基準価額が下がる要因となります。

6 カントリーリスク

投資対象国において、政治や経済、社会環境などの変化等により市場に混乱が生じた場合や市場を取巻く制度変更等により予想外にファンドの基準価額が下落した

り、運用方針通りの運用が困難となることがあります。これをカントリーリスクといいます。一般的に新興国は先進国に比べてカントリーリスクが高いとされています。

7 不動産投資信託のリスク

投資対象となる不動産投資信託は、不動産を投資対象としているため、その不動産の価値や収益性に影響を受けます。また、自然災害や不動産にかかる法制度の変更等の影響を受けます。このことが基準価額の変動要因となります。

8 資産配分リスク

投資に際して資産配分を行う場合には、一般に当該資産への資産配分の比率に応じて、投資全体の成果に影響をおよぼします。各資産(国内株式、国内債券、先進国株式、先進国債券、新興国株式、新興国債券、国内リートおよび先進国リート)の資産配分は、均等とすることを基本とし、一定範囲内の変動に抑えます。この資産配分が当該ファンドの収益の源泉となる場合がありますが、収益の悪い資産への配分が大きい場合、複数または全ての資産価値が下落する場合には、当該ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

つみたてNISA専用ファンドのご紹介

	投資対象による分類 〔ファンド名 運用会社名〕	ファンドの特色
国内株式インデックス型	たわらノーロード 日経225 アセットマネジメントOne(株)	① 日経平均株価(日経225)に連動する投資成果を目指して運用を行います。 ② 購入時・換金時に手数料はかかりません。 ③ 年1回決算を行います。
	たわらノーロード TOPIX アセットマネジメントOne(株)	① 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に連動する投資成果を目指して運用を行います。 ② 購入時・換金時に手数料はかかりません。 ③ 年1回決算を行います。
海外株式インデックス型	たわらノーロード 先進国株式 アセットマネジメントOne(株)	① MSCI※コクサイインデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)に連動する投資成果を目指して運用を行います。 ② 購入時・換金時に手数料はかかりません。 ③ 年1回決算を行います。
	たわらノーロード 先進国株式 <為替ヘッジあり> アセットマネジメントOne(株)	
	たわらノーロード 新興国株式 アセットマネジメントOne(株)	① MSCI※エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)に連動する投資成果を目指して運用を行います。 ② 購入時・換金時に手数料はかかりません。(ただし、換金時に信託財産留保額がかかります) ③ 年1回決算を行います。
資産複合型(バランス型)	たわらノーロード バランス (8資産均等型) アセットマネジメントOne(株)	① 主としてマザーファンドへの投資を通じて、国内株式、国内債券、先進国株式(除く日本)、先進国債券(除く日本)、新興国株式、新興国債券、国内リート、先進国リート(除く日本)(以上8資産)に投資します。 ② 各マザーファンドへの投資を通じた各資産クラスの配分比率は、均等とすることを目標とします。時価変動等により、資産配分比率が均等比率から一定以上乖離した場合にはリバランスすることとします。 ③ マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。 ④ 実質組入外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 ⑤ 購入時・換金時に手数料はかかりません。 ⑥ 年1回決算を行います。

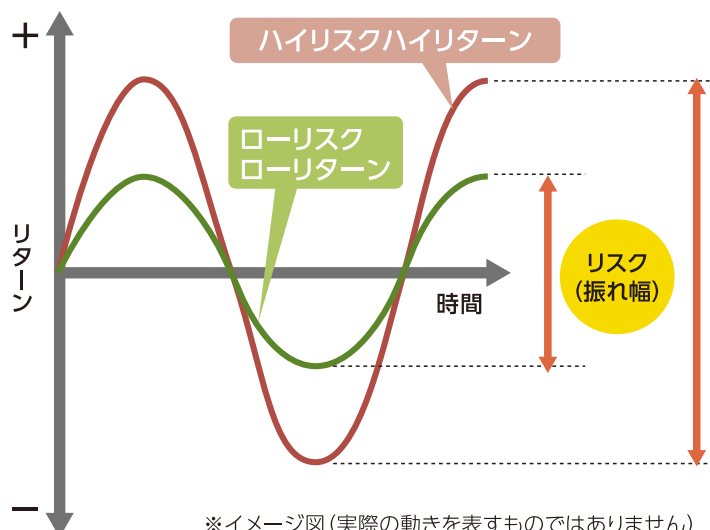
※MSCI = モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル社

投資信託のリスク

■「損」と「リスク」は違います

投資信託はリターン(収益)が期待できる反面、リスクもあります。でも「リスク」=「損」ではありません。リターンの「振れ幅」をリスクと呼ぶのです。一般的に大きなリターンが期待できる商品は、リスクも大きくなる傾向があります。

メリットもリスクも、
理解した上で
投資をすれば
決して怖くはないよ！



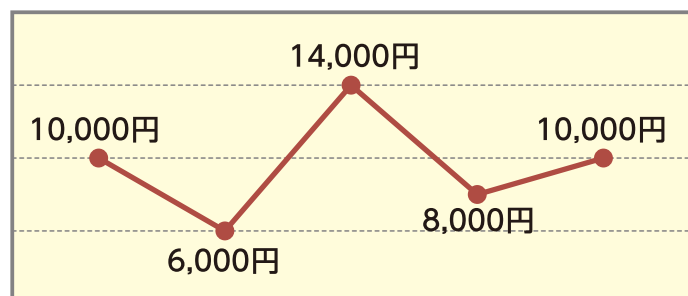
主な変動要因 (リスク)	決算頻度 (決算日)	分配金 出金選択	購入時手数料 (税込)	運用管理費用 (信託報酬) (年率、税込)	信託財産留保額 (基準価額に対して)	換金代金入金日 (申込日・指定日 から何日目)
1 価格変動リスク 3 信用リスク 5 流動性リスク	年1回 (10月12日)	○	なし	0.1836%	なし	5営業日目
	年1回 (10月12日)	○	なし	0.1836%	なし	5営業日目
1 価格変動リスク 3 信用リスク 4 為替リスク 5 流動性リスク 6 カントリーリスク	年1回 (10月12日)	○	なし	0.2160%	なし	5営業日目
	年1回 (10月12日)	○	なし	0.2160%	なし	5営業日目
	年1回 (10月12日)	○	なし	0.3672%	0.30%	6営業日目
1 価格変動リスク 2 金利変動リスク 3 信用リスク 4 為替リスク 5 流動性リスク 6 カントリーリスク 7 不動産投資信託のリスク 8 資産配分リスク	年1回 (10月12日)	○	なし	0.2376%	なし	6営業日目

定時定額取引でNISAを活用！

- 毎月1万円から、自動引き落としで無理なく投資できる！
- リスクを低くする「時間分散」の効果が期待できる！
- 購入するタイミングを気にせずに投資できる！
- 年間投資上限額120万円を有効に活用できる！
(例：毎月10万円×12か月など)



【時間分散の効果】
基準価値が高いときには
少ない口数、
低いときには
多くの口数を購入します。



例えば、上図の値動き
をする投資信託を毎
月1万円ずつ5回購入
すると…

累計	平均購入単価
50,000円	8,879円
56,310円	

※手数料・税金等は考慮していません。このシミュレーションは各条件を
計算式に当てはめて計算したものであり、実際の投資結果とは異なります。



あなたは

一般NISA?

つみたてNISA?

目的によって使い分けよう!

下記は一例です。将来の成果を保証するものではありません。

毎月少しずつからでも
資産形成をはじめたい

つみたてNISAで



20年という長期にわたる非課税期間を利用して、毎月コツコツと積み立てられます。
※年間非課税枠は40万円です。

5年後予定している
リフォームに向けて
資金を300万円貯めたい

一般NISAを積立方式で!



従来のNISAも毎月積立方式で運用することができます。
月50,000円、年間60万円を積み立てれば、5年間で300万円の投資になります。
※年間非課税枠は120万円です。

手元にある余裕資金を
投資信託で運用したい

一般NISAと課税口座で!



年間120万円までの額を一般NISAで、それを超える金額は特定口座/一般口座(収益は課税されます)で運用できます。

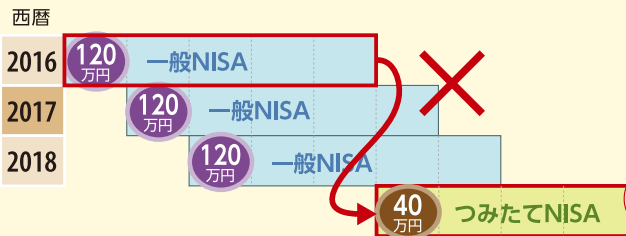
一般NISAとつみたてNISAの注意点



「一般NISA」と「つみたてNISA」の
併用はできません。
※年ごとにいずれかを選択することは可能です。



「一般NISA」で5年間運用した資産を、
「つみたてNISA」へロールオーバーすることはできません。
※「つみたてNISA」から「一般NISA」へのロールオーバーもできません。



「一般NISA」から「つみたてNISA」に変更する場合、既に「一般NISA」で保有している商品については、購入した年の1月1日から最長5年間はそのまま非課税で保有可能です。売却益も非課税です。



「一般NISA」「つみたてNISA」の特徴

それぞれ配当所得と運用益が非課税になるのが共通のメリットです。
運用期間や自分のお金を引き出すことができる条件がそれぞれ異なりますので
目的に合わせて選択する必要があります。

なお「一般NISA」と「つみたてNISA」は併用できません。

	一般NISA	つみたてNISA
制度の利用可能者※1	20歳以上	20歳以上
非課税運用期間	最長5年間(その後5年間ロールオーバー可能)	最長20年間(ロールオーバー不可)
非課税投資枠※2	毎年120万円が上限	毎年40万円が上限
非課税投資総額	最大600万円	最大800万円
投資可能期間	2023年12月末まで	2037年12月末まで
運用管理者	本人	本人
対象商品	上場株式・公募株式投資信託等	長期の積立・分散投資に適した 一定の公募株式投資信託

※1 口座を開設する年の1月1日現在の年齢です。日本国内にお住まいの方に限ります。

※2 購入時手数料等取得のための手数料は含まれません。

「NISA」制度についてご留意いただきたいこと(「つみたてNISA」「一般NISA」共通)

- NISA口座は、金融機関を変更した場合を除き、同一年に一人一口座(一金融機関)の開設となります。また、同一年に複数の金融機関のNISA口座での金融商品の購入等はできません。
- 当金庫のNISA口座内の株式投資信託は、お客さまが他の金融機関に開設されるNISA口座へ移管することはできません。
- 一般NISAとつみたてNISAは選択制であり、同一年中に一般NISA用の勘定とつみたてNISA用の勘定の両方を利用して購入等することはできません。また、設定する勘定の種類を変更する場合は、所定の切り替え手続きが必要であり、年内にいずれかの勘定を利用して購入等した場合は、同一年中は勘定を変更できません。
- NISA口座での損失については、税務上なかったものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式等の譲渡益や配当等との損益通算、および当該損失の繰越控除もできません。
- NISA口座内の株式投資信託を一般口座または特定口座に振り替えた場合、当該口座での取得価額は振替日の時価となります。
- 購入時手数料を除き、一般NISAは年間120万円が、つみたてNISAは年間40万円が非課税投資枠の上限として設定されます。
- 収益分配金をNISA口座で再投資することができる場合には、再投資する年の非課税投資枠を使用することになります。
- NISA口座で保有している株式投資信託を一度換金するとその非課税投資枠の再利用はできません(短期間に売買等を行う投資手法はNISA制度を十分に利用できないこともあります)。
- 非課税投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。
- 株式投資信託の収益分配金のうち元本払戻金(特別分配金)はそもそも非課税であるため、一般NISAおよびつみたてNISAにおいては制度上のメリットを享受することはできません。

*当資料は、平成30年2月時点で公表されている情報や税法等に基づいて作成しております。今後内容等は変更になることがあります。

「つみたてNISA」についてご留意いただきたい点

- つみたてNISAで購入できる金融商品は、当金庫が取扱う公募株式投資信託のうち一定の要件を満たすものに限られます。
- つみたてNISAでは、非課税累積投資契約に基づいて、定期的かつ継続的な方法により対象商品が購入されます。
- つみたてNISAは一般NISAと異なり、非課税期間終了後、ロールオーバー(非課税保有期間の延長)はできません。
- つみたてNISAでは、購入した公募株式投資信託の信託報酬等の概算値が、原則として年1回通知されます。
- つみたてNISA用の勘定を設定している場合には、初めてつみたてNISA用の勘定が設けられた日から10年を経過した日(10年後以降は5年経過した日ごとの日)におけるお客さまの氏名・住所を再確認させていただく必要があります。また、その経過日から1年を経過する日までの間に確認ができなかった場合には、その確認ができるまで、つみたてNISA用の勘定に新たに公募株式投資信託を受け入れることはできません。

投資信託についてご留意いただきたい点

- 投資信託は預金ではなく、元本が保証されるものではありません。
- 投資信託は預金保険制度、投資者保護基金、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6(書面による解除)の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象にはなりません。
- 投資信託の基準価額は、組入有価証券(株式・債券)等の値動きにより変動しますので、お受取金額が投資元本を下回ることがあります。
- 組入有価証券(株式・債券)等は、有価証券等の発行者の信用状態の変化等により価格が変更しますので、お受取金額が投資元本を下回ることがあります。
- 外貨建資産に投資するものは、通貨の価格変動(為替変動リスク)により、基準価額が変動しますので、お受取元本が投資元本を下回ることがあります。
- 投資信託は銘柄ごとに設定された購入時手数料(最大3.24%)、運用管理費用(信託報酬)(最大1.9008%)および信託財産留保額(最大0.5%)等の諸経費をご負担いただく場合があります(商品ごとに手数料およびリスクは異なります)。※消費税が8%の場合です。
- 当金庫は投資信託のご購入、ご売却のお申し込みについて取り扱いを行っております。投資信託の設定・運用は各運用会社が行います。
- 投資信託の運用による利益および損失は、お客さまに帰属します。
- ご検討にあたっては「お客さま向け資料」「契約締結前交付書面」「投資信託説明書(交付目論見書)」等でご確認ください。